

グリーン購入法適合品



グリーン購入法とは

正式には「国等による環境物品等の調達に関する法律」という名称で、平成 12 年 5 月 31 日に公布（平成 12 年法律第 100 号）平成 13 年 4 月 1 日から施行されています。この法律は、国の機関などが物品を調達する際、環境への負荷が少ないものを調達するように定めたもので、地方自治体・民間にもグリーン購入に努めるべきとし、国全体の環境物品の需要を促進して地球環境を保護しようとするものです。

具体的には、グリーン購入法に適合する「特定調達品目」とその「判断基準」を定め、この基準に適合した商品が「グリーン購入法適合商品」となります。

グリーン購入法に適合しているかは自己判断となります。特別な審査や証明書等はありません。「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」にある判断基準に適合していると判断できれば、グリーン購入法適合品となります。

当社のグリーン購入法適合品

品目名	製品名	使用可能な防水仕様
高日射反射率防水	SP ファインカラー	アスファルト防水
	SP サーモコート	アスファルト防水 オルタック防水断熱仕様
	OT コートクール	オルタック防水
	OT コートシリコンクール	
	VT コートC	ビュートップ防水
	ビュートップC	
	ビュートップC 20	
断熱材	R Bボード	アスファルト防水
屋上緑化	Gウェイブ	アスファルト防水
	Gウェイブエコム	ビュートップ防水

上記の製品を使用した全ての仕様が該当します。

【参考資料】

「環境物品等の調達に関する基本方針 平成 23 年 2 月」より

特定調達品目名：公共工事

品目分類：防水

高日射反射率防水	【判断基準】 近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること。
備考) 1 本項の判断基準とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に順ずる。	

品目分類：断熱材

断熱材	【判断基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 [配慮事項] 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されている事。
-----	--

品目分類：屋上緑化

屋上緑化	【判断基準】 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 [配慮事項] 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮すると共に、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
備考) 建物の屋上等において設置するものとする。	

グリーン購入法適合品については検索サイトもございます。

- ・環境省ホームページ内（グリーン購入法特定調達物品情報提供システム）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

- ・エコ商品ネット <http://www.gpn.jp/econet/>

すべての適合品が掲載されているわけではありません